



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 5 日 (金)
第 8 2 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (643) (農地・水保全課) 2
	基本測量の実施 (644) (技術企画課) 2
	公共測量の実施 (645) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (646) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (647) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (648) (〃) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 3
◇ 正 誤	平成22年 2 月 9 日付鳥取県告示第60号中訂正 7

告 示

鳥取県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成22年10月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第644号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年11月12日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 倉吉市、八頭郡智頭町及び東伯郡三朝町

鳥取県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（1、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年10月18日から平成23年1月14日まで
- 3 作業地域 鳥取市南隈、晩稲ほか

鳥取県告示第646号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市川端四丁目 115	松の聖母学園通所 更生部	鳥取市白兎69	生活介護、就労 継続支援B型	平成22年11月1日

鳥取県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ソルヘム	陽だまりの家こうらデイ サービスセンター	東伯郡琴浦町大字 逢東126	平成22年11月3日	通所介護

鳥取県告示第648号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月5日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ソルヘム	陽だまりの家こうらデイ サービスセンター	東伯郡琴浦町大字 逢東126	平成22年11月3日	介護予防通所 介護

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立学校教室用パソコン等賃貸借（中部地区：4校分）一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 76台

イ ノート型パーソナルコンピュータ	61台
ウ ソフトウェア、ライセンス等	一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成23年2月1日から平成26年8月31日まで

(4) 納入期限

平成23年1月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年11月5日（金）から同年12月15日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年11月12日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成22年11月5日（金）から同年12月15日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年11月5日（金）から同月24日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年11月5日（金）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月24日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年12月8日（水）午前11時から同月15日（水）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成22年12月15日（水）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成22年11月24日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
- イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 多少の台数の増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成22年11月17日（水）までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 台数以外の仕様の変更をした場合は、平成22年11月17日（水）までに変更した旨を県公報に公告し、及び電子調達システムに掲示するので、確認すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased
- (2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation:12 : 00noon. 24, November, 2010
- (3) Time—limit for submission of tenders : 12 : 00noon. 15, December, 2010
- (4) Time—limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 14, December, 2010
- (5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7913

正 誤

平成22年2月9日付鳥取県告示第60号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 20

誤 日野郡日南町萩原字大峠東平199

正 日野郡日南町萩原字大峠東平199（次の図に示す部分に限る。）

頁 4

行 下から9及び10

誤 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）